

20090102/A

厚生労働科学研究費補助金
政策科学推進研究事業

家族・労働政策等の少子化対策が
結婚・出生行動に及ぼす効果に関する
総合的研究

(課題番号H20-政策-一般-008)

平成21年度 総括・分担研究報告書

平成22(2010)年3月

研究代表者 高橋 重郷

はじめに

政府の少子化問題への対応は、1990年6月に前年1989年の合計特殊出生率が近代人口統計史上、最低水準の1.57まで落ち込んだことから始まった。1994年12月には、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」、1999年12月には少子化対策推進関係閣僚会議において「少子化対策推進基本方針」が定められ、これに基づき「新エンゼルプラン」が実施された。さらに、2003年に「次世代育成支援対策推進法」や「少子化社会対策基本法」が制定され、2004年に政府は「少子化対策大綱」を閣議決定した。2006年6月には、少子化社会対策会議は新たな少子化対策の推進を掲げ、2005年から実施している「子ども・子育て応援プラン」の着実な実施とともに「子どもの成長に応じた子育て支援策」と「働き方の改革」を推進することとしている。その後も、少子化対策は政府の重要な施策課題として推進され、「こどもと家族を応援する日本」重点戦略と次世代育成支援の包括的枠組み・中期プログラムなどによって政策が実施されつつある。2009年の政権交代後も、少子化対策は政府の喫緊の課題で、政府は子ども手当の創設や子育て支援、待機児童対策等を通じ、積極的な対応を行っている。さらに現在、各自治体では、次世代支援のための後期行動計画策定に向けた作業が進められている。

本研究事業は、少子化関連施策の効果を人口学、社会学、経済学ならびに保健福祉学などの見地から評価し、今後の少子化対策のあり方や将来の出生率の見通しについて調査し、少子化対策などの施策の立案に資することを目的として実施する研究事業である。

研究二年度目にあたる平成21年度においては、初年度の基礎研究を踏まえ、結婚行動や出生行動へ影響を及ぼす社会経済要因に関する研究を継続して進めた。また、保育所の定員数の拡大や児童手当の支給等の家族政策や労働政策施策の効果が出生率の上昇にどのように影響するのかについて人口学的、計量経済学的分析を進めた。これらの課題を総合的に把握する観点から、本研究ではいくつかの切り口を設けこの課題に接近した。

本研究では、第一に、人口動態統計、人口統計、経済統計、ならびに各種の社会統計を公開データから収集し、それらのデータから多変量解析や人口学的なマクロモデルや計量経済モデルを作成し研究する方法により、社会経済要因と出生率動向の関係を検討した。そして第二に人口学的なマクロモデルや計量経済モデルによって、個々の家族政策や労働政策が出生率に及ぼす効果をモデル分析によって施策効果の分析を進めた。第三に、出生動向基本調査（国立社会保障・人口問題研究所）等の個票調査データを直接集計分析、あるいは多変量解析する方法により、少子化要因を個票レベルから特定し、施策に関連する諸要因を検討した。第四に、保育所等の入所者の親に対して子育てや親の就業状況を直接調査する方法により、とくに父親の働き方と家庭における保育の状況を把握する。そして、第五に、地方自治体における実際の少子化の現状と次世代育成支援対策の現状を把握するヒアリング調査により、自治体における少子化対策のあり方を検討する。

本研究報告書は、上述のテーマに沿って進めた研究二年度の成果をとりまとめたものである。このテーマに関心のある多くの方々には本報告書が活用され、この分野の研究の進展に資することができれば幸いである。

平成22年3月
研究代表者 高橋重郷

目 次

I. 平成 21 年度 総括・分担研究報告

I-1	研究代表者 高橋 重郷	7
I-2	研究分担者 中嶋 和夫	17
I-3	研究分担者 佐々井 司	20
I-4	研究分担者 守泉 理恵	24

II. 少子化の社会経済要因と関連施策の効果に関する研究

序 章	OECD 諸国における出生率回復傾向と家族・労働政策の意義 (高橋重郷)	33
II-1	日本における少子化対策の展開：1990～2010 年 (守泉理恵)	45
II-2	学歴同類婚分析による女性の高学歴化と少子化についての考察 (関根さや花)	55
II-3	就業構造の変化が未婚化に与える影響：生命表手法による (別府志海)	71
II-4	有配偶女性の就業形態の変化と夫婦出生力の人口学的分析 (別府志海)	87
II-5	日本における出産先送り行動の要因分析 (守泉理恵)	103
II-6	なぜ大卒男女賃金格差は縮小していないのか？現状と政策の課題 (永瀬伸子)	121
II-7	育児休業給付の引き上げと女性の継続就業 (大石亜希子)	139
II-8	子育て支援事業における高齢者によるサポートの可能性について (君島菜菜)	161
II-9	少子化対策効果の研究：都道府県データに基づく分析 (増田幹人)	173

III. 地域における子育て環境の保健福祉学的調査研究

III-1	就学前児を育児する母親の勤務時間の自己調整に関する制度の利用 状況とワーク・ライフ・バランスの関係 (桐野匡史・金潔・呉裁喜・中嶋和夫)	189
III-2	共働き世帯の父親の育児参加と母親の心理的 Well-being の関係 (桐野匡史・朴志先・近藤理恵・佐々井司・高橋重郷・中嶋和夫)	195
III-3	父親の育児参加の促進・阻害要因に関連する仮説の実証的検討 (尹靖水・朴志先・近藤理恵・桐野匡史・中嶋和夫)	207

IV. 地方自治体の少子化対策に関する研究

- IV-1 結婚動向の規定要因に関する研究：未婚率と人口性比からの接近
(工藤 豪) 221
- IV-2 次世代育成支援行動計画に関する岩手県・長崎県・大分県ヒアリング調査 (佐々井司・工藤豪・高橋重郷) 241
- IV-3 地方自治体における少子化対策の政策過程：「次世代育成支援対策に関する自治体調査」を用いた政策出力タイミングの計量分析
(鎌田健司) 285
- IV-4 東京都 23 区を対象とした次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画についてのヒアリング調査 (鎌田健司・関根さや花・守泉理恵)
..... 313

Appendix. English Papers

- Takahashi, Shigesato, “Economic Globalization and Changes in Family Formation as the Cause of Very Low Fertility in Japan” 387
- Masuda, Mikito, “The Effects of the Child-care Policy on Birth and Female Labor Force, and its Economic Background Factors” 405

【プロジェクトメンバー】

研究代表者

高橋 重郷（国立社会保障・人口問題研究所副所長）

研究分担者

中嶋 和夫（岡山県立大学保健福祉学部教授）

佐々井 司（国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部第一室長）

守泉 理恵（国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部主任研究官）

研究協力者（機関内）

別府 志海（国立社会保障・人口問題研究所情報調査分析部主任研究官）

鎌田 健司（国立社会保障・人口問題研究所客員研究員）

研究協力者（機関外・五十音順）

安藏 伸治（明治大学政治経済学部教授）

大淵 寛（中央大学名誉教授）

大石亜希子（千葉大学法経学部准教授）

君島 菜菜（大正大学非常勤講師）

桐野 匡史（岡山県立大学保健福祉学部助手）

工藤 豪（埼玉学園大学非常勤講師）

金 潔（岡山県立大学保健福祉学部准教授）

永瀬 伸子（お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授）

増田 幹人（内閣府経済財政分析担当政策企画専門職）

尹 靖水（梅花女子大学現代人間学部教授）

オブザーバー

関根さや花（明治大学大学院政治経済学研究科）

I 平成21年度総括研究報告

研究代表者 高橋 重郷 (国立社会保障・人口問題研究所)
研究分担者 中嶋 和夫 (岡山県立大学保健福祉学部)
佐々井 司 (国立社会保障・人口問題研究所)
守泉 理恵 (国立社会保障・人口問題研究所)

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））
家族・労働政策等の少子化対策が結婚・出生行動に及ぼす効果に関する総合的研究
総括研究報告書

研究代表者 高橋 重郷（国立社会保障・人口問題研究所 副所長）

研究要旨

本研究は、国や県、ならびに市区町村などの自治体で取り組まれる家族・労働政策に関連した少子化対策が、それら施策の展開を通じて、人々の結婚・出生行動にどのような効果を及ぼしているのかについて検討し、今後の諸施策の効率的な改善に資するための知見を得ることを目的として実施している。

研究二年度目に当たる本研究では、第一に、低出生率をもたらす社会経済的諸要因を明らかにするための実証的研究を継続し、人口・社会経済学的な多変量解析や人口学的マクロモデル分析、ならびに計量経済学的モデル分析を実施した。第二に、保育所等を利用する親に対する就業状況に関する質問紙調査を初年度に引き続き行い、子育て支援と働き方（ワーク・ライフ・バランスの実現）問題について、家庭における保育の状況を把握し、父親の育児参加の促進・阻害要因の分析を進めた。第三に、地方自治体における次世代育成支援対策の現状、とくに後期行動計画の策定状況と、問題点を把握するためにヒアリング調査を行い、少子化対策のあり方に関する検証を行った。

社会経済要因と政策効果の研究から明らかになった諸点は、①日本の低出生率は未婚化の進行と出産の先送り、そしてその先送りを取り戻すキャッチアップ水準が低いこと。②その背景に、高学歴化による結婚タイミングの遅れ（晩婚化）、③強い学歴同類婚志向が続く中での結婚難の強まり、④非正規就業の広がりによる結婚確率の引き下げ効果があること。⑤夫婦の出生行動については、非正規就業の広がりが出生率の引き下げに一定の効果を持つこと。⑥出産先送りに影響する社会経済要因として、妻の就業と妻の母親との同別居が有意であった。⑦大企業正社員で出産先送りの意識が見られた。また、⑧男女賃金格差の分析においても優良企業勤務は子どもを持つことと代替的な選択肢になっている。⑨妻がパート勤務の場合に先送りの意識を持つ確率が高まっており、これは家計所得への不安感から生じていることが示唆された。⑩最初の子どもを持つ際に、祖母の育児支援が重要なポイントの一つであることも分かった。⑪子育て支援に対する高齢者活用の研究では、孫がいる高齢者（とくに別居の孫がいる高齢者）は子育てサポートの引き受け意向が高いため、子どもが生まれることは社会的な子育て資源としての高齢者活用という視点でも重要であった。さらに、日本においても保育サービスの拡充を出発点として、近年ではワーク・ライフ・バランスという労働政策にまでふみこんだ幅広い様々な政策を展開している。これらの家族・労働政策の出生率に対する政策効果を計量経済モデルで分析した結果、①保育所の充実（仕事と家庭の両立支援）およ

び労働時間の短縮（ワーク・ライフ・バランス施策）の両方において、25～39歳層ではほぼ予想通りの符号が得られ、政策効果は実際に表れていることが示された。また、②育児休業制度の焦点を当てた分析でも、育休制度が女性の就業継続率を引き上げたことを実証しており、子育てと仕事の両立に一定の成果を上げてきていることが推測された。さらに、③少子化に対する多面的な社会経済要因の分析からは、子育てに対する経済的支援だけでなく、保育サービスなどの量的・質的拡大、結婚・出産・子育て期の男女の働き方の改革（ワーク・ライフ・バランスの実現）という3つの柱をバランスよく進めることが重要であるという知見を得た。

ワーク・ライフ・バランスを実現させるための諸制度と育児に関する調査分析から、以下の点が明らかになった。①企業の諸制度をさらに充実化させることによって、結果的にはワーク・ライフ・バランスの充実度が高まるという関係性が存在し、今後企業の制度の重点化を進める必要があることが示唆された。また②父親の育児参加は母親の心理的 Well-being にとって重要な要素となっていることから、育児する母親の心理的 Well-being の維持・向上に資する父親の育児参加を可能とする環境整備を企業等が積極的に推し進める必要があることが示唆された。さらに、③父親の育児参加には、企業等との関連で言うなら「時間的余裕（制約）仮説」が関与しており、従ってそのことに対する企業の継続した努力の必要性が示唆された。

地域の出生動向は、地方自治体の経済ならびに雇用状況、地理的条件など固有の事情に左右される傾向がみられることから、少子化関連施策の直接・間接的効果を検証するには地域を対象とした継続かつ詳細な調査分析が必要である。そのうえで、地域特性の類型化などを踏まえた独自の施策と、より広域で展開される総合的な対策との連携が重要になると考えられる。

研究分担者氏名

中嶋和夫 岡山県立大学 教授

佐々井司 国立社会保障・人口問題研究所 室長

守泉理恵 国立社会保障・人口問題研究所 主任研究官

A. 研究目的

わが国における低出生率、すなわち少子化への政府の対応は、1994年12月に当時の厚生、文部、労働、建設の4大臣合意による「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」に始まり、その後「新エンゼルプラン」を経て、2004年に「少子化対策大綱」を閣議決定し、従来の「子育て支援」政策から「出生率上昇」政策へとより積極的に少子化問題への取り組みを始めた。そして、「少子化対策大綱」に基づく具体的な施策である

「子ども・子育て応援プラン」が実施に移された。その後も、少子化対策は政府の重要な施策課題として推進され、2007年の「こどもと家族を応援する日本」重点戦略さらに次世代育成支援の包括的枠組み・中期プログラムなどによって政策が実施されてきている。全国の自治体では、2005年から「次世代育成支援対策推進法」に基づく次世代育成支援行動計画（前期行動計画）が策定され、各自治体単位で様々な子育て支援事業が展開されてきた。さらに、2009年度には、これまでの前期行動計画を見直

し、各自治体では「後期行動計画」が策定されつつある。一方で、こうした施策の効果がどのような形で効果を上げ、最終的に日本の少子化の進行を抑制し出生率の回復に効果を及ぼしているのか実証的に明らかにする必要がある。しかしながら、具体的な措置された予算がどのように効果を上げているのかを評価することは技術的に困難であることも事実である。

この研究では、第一に、出生率の変動に影響を及ぼす社会経済的な諸要因を人口学的、経済学的、社会学的な観点から分析を行う。第二に、家族政策や労働政策に関連する政策変数と結婚や出生率との関係を表す計量経済学モデルを開発し、シミュレーション分析によって両者の関係を実証的に検証する。第三に、地域における実際に子育てに関わる父母の育児参加の問題について、ワーク・ライフ・バランスの観点から質問紙調査を実施し、政策のあり方について分析を行う。さらに、第四に、地方自治体の少子化の実態と2005年4月からの「次世代育成支援対策推進法」に基づく地方自治体の行動計画の実施状況について、ヒアリング調査からその取り組み状況と地域の特性について分析する。

B. 研究方法

本研究における研究方法は、大きく分けて四つの手法を用いて実施した。第一に、少子化や低出生率に関連した人口動態統計、人口統計、経済統計、ならびに各種の社会統計を収集し、それらのデータから多変量解析や人口学的なマクロモデルや計量経済モデルを作成し研究する。第二に、出生動向基本調査（国立社会保障・人口問題研究所）等の個票調査データを直接集計分析、あるいは多変量解析する方法である。第三に、保育所等の入所者の親に対して子育てや親の就業状況を直接調査する方法である。そして、第四に、地方自治体における実際の少子化の現状と次世代育成支援対策の現状を把握するヒアリング調査する方

法である。

本研究においては、分担した課題別にいくつかの上記の方法を組み合わせる調査研究を実施した。

（倫理面への配慮）

本研究においては、国立社会保障・人口問題研究所が実施した『出生動向基本調査』の個票調査データを一部利用したが、利用に当たっては同研究所の利用規程に基づき、情報管理の上、分析を行った。また、岡山県内の2市、ならびに神奈川県内の1市について行った質問紙調査では、保育所ならびに幼稚園を管轄する所管課の承諾を得て、プライバシー保護の上、調査を実施した。なお集計ならびにデータ入力に当たっては業者との間にプライバシー保護の契約を行い情報の管理を行った。

C. 研究成果

この研究事業では、大きく分けて四つの研究課題を設定したが、第一の「出生率の変動に影響を及ぼす社会経済的な諸要因の研究」と第二の「家族政策や労働政策に関連する政策変数と結婚や出生率の関係に関する計量経済学的モデル研究」は一つの研究班として研究活動を行なった。したがって、ここでは、次の3項目に分けて、研究成果を記述する。それらは、1. 少子化の社会経済的要因と関連施策の効果に関する研究、2. 地域における子育て環境の保健福祉学的調査研究、3. 地方自治体の少子化対策に関する研究、である。

1. 少子化の社会経済的要因と関連施策の効果に関する研究、

少子化をもたらしている社会経済的要因について理論的に、また実証的に検討し、本年度の研究から得られた成果は次の通りである。

1) 「OECD 諸国における出生率回復傾向と家族・労働政策の意義」では、人口学的に見た場合、日本では20～20歳代への出

生タイミングの遅れが顕著に見られ、このことが 2005 年以降の合計特殊出生率 (TFR) 回復の原因となっているが、欧米の一部の国々のように、TFR1.7 以上の高い水準にまで出生率を反転させるような力は、日本の若い世代のコーホート出生率の動向からは見出しにくい。日本では、出生率反転力の高いフランス等の欧米諸国と比べ、その回復の水準が低くとどまることが懸念される。

2) 「日本における少子化対策の展開: 1990～2010 年」からは、施策の展開過程を跡づけ、2009 年の政権交代を受け、少子化対策はそれまで展開されていた現物給付を重視した政策から、現金給付を重視した政策へと大きく転換した。

3) 「学歴同類婚分析による女性の高学歴化と少子化についての考察」では、高学歴での結婚年齢の上昇がみられ、出生コーホートと学歴によって初婚年齢に差があることが示された。また、学歴同類婚分析では、低学歴・高学歴の女性に同類婚傾向が強いことがみられた。

4) 「就業形態の変化が未婚化に与える影響—生命表手法による—」では、①正規就業から非正規就業への転職率は、男女とも 1992 年と 2007 年でほとんど変化していない。②男性の非正規就業から正規就業への転職率は年次間の変化が小さいのに対し、女性のそれは幅広い年齢において大きな上昇がみられた。③1992 年と 2007 年の両年次とも、男性の場合はほぼ全ての年齢で正規就業の初婚率が非正規就業の初婚率を上回っている。④また女性の場合は、20 歳代前半までは正規就業の初婚率が上回っているものの、20 歳代後半からは逆転し、非正規就業の初婚率が正規就業の初婚率を上回るようになる。⑤男女とも無業の生涯初婚確率が最も低く、正規就業の生涯初婚確率が最も高い。⑥時系列の変化をみると、男女ともほとんどの就業形態で生涯初婚確率が低下している。⑦初婚確率が低い非正規就業割合の上昇によって未婚者全体の初婚

確率が低下しており、この結果、未婚化が進行していることが示唆された。

5) 「有配偶女性の就業形態の変化と夫婦出生力の人口学的分析」では、①子どもがいる有配偶女性は、子どもがいない場合に比べて、正規就業および非正規就業の割合が低く、無業の割合が高い。②就業形態別に有配偶出生率を推定すると、正規就業の出生率は非正規就業の出生率よりも高い。③両者の差は、20 歳代では縮小し、30 歳代では逆に拡大傾向にある。④2002 年まで、第 1 子の非正規就業の出生タイミングは正規就業の出生タイミングより遅い、ことなどが明らかになった。

6) 「日本における出産先送り行動の要因分析」においては、①先進諸国では、どの国でも出産開始年齢の高齢化(晩産化)、つまり出産の先送りが起きており、これが TFR を低下させる要因となった。②出産開始年齢の高齢化(晩産化)で有意な効果を持っていたのは、妻の現在年齢と結婚または第 1 子出生からの経過時間であった。③妻の年齢は、とくに 30 歳代だと「しばらく間をおいてから」と回答する確率が低くなり、結婚や前子出生から時間がたつほど、先送りの意識は薄らぐことが分かった。④社会経済変数では、妻の就業と母親との同別居が有意に効いていた。⑤妻の就業では、現存子ども数 0 人のグループで、大企業勤務の正社員の妻が「しばらく間をおいてから」と回答する確率が高く、キャリア形成と子どもを持つことが競合していることを示唆する結果となった。⑥現存子ども数 1 人のグループでは、パートなど非正規就業の妻で出産の先送りを選択する確率が高かった。⑦パート等に就いている妻は、夫の所得が低い傾向にあり、家計の不安から第 2 子出産を先送りしている様子がうかがえた。また、母親との同居や近居は、とくに第 1 子の出産時期の決定において重要であった。⑧妻・夫方どちらかの母親と同居または近居している場合、「しばらく間をおいてから」と回答する確率が有意に低かつ

た。⑧最初の子どもを持つ際には、祖母という身内の子育て支援の有無が重要であることが明らかになった。

7) 「なぜ大卒男女賃金格差は縮小していないのか？現状と政策の課題」では、①平均でみた格差が縮小しない第1の理由は、勤続年数の格差が拡大しているためである。②それは大卒女性の採用が上昇しているために短勤続の者が増えている側面と、大卒女性の就業継続が、新卒採用、中途採用を含めて、高卒・短大・専門学校卒と比べても進んでいないことがある。③コース別採用を実施している企業は大企業の半数程度であるが、JILPT調査によれば、平成20年の大卒新卒採用における女性総合職の採用は4人に1人とどまっております、総合職女性の採用は依然として少数である。④ただし大卒一般職の採用は平成20年では、女性総合職採用を数として平均でさらに下回っていた。⑤このことから、一般職女性は、非正規雇用女性に代替されていると言えよう。⑥傾向としては女性の総合職採用が増える方向にあるが、新卒採用された大卒女性が就業継続できていないことは人的資源の無駄使いといえる。⑦シニアプラン総合研究機構の大企業サラリーマンの調査によれば、35歳-44歳層の女性正社員の46%が子どもを持っていない。⑧女性が子どもを持つことと、女性が優良企業に勤務を続けることが排他的な選択であることが、離職女性が多い一因とみられる。

8) 「育児休業給付の引き上げと女性の継続就業」の課題では、育児休業制度の普及は重点戦略における「働き方の改革」の一つとして位置付けられており、育児休業取得率の引き上げ(2017年までに女性80%、男性10%へ)や、第1子出産前後の継続就業率を2017年には55%へ引き上げることが政府目標とされている。そうした中で休業中の所得保障を行う育児休業給付の給付率引き上げが2000年代以降相次いで実施されている。この研究課題では、2001年の

給付率引き上げについて、それが女性正規雇用者の継続就業率引き上げにもたらした効果を検証した。①DD推定の結果では、2001年における育児休業給付の給付率引き上げは、理論的な予想どおり正規雇用者として就業していた女性の継続就業確率を有意に引き上げる効果を持つことが明らかになった。②影響度としては、制度改正前と比較して継続就業率が15~20%ポイント高まっている。③属性別では、1971年以降に生まれた女性のコーホート、なかでも民間部門の雇用者で影響がやや大きい傾向がみられる。

9) 「子育て支援事業における高齢者によるサポートの可能性について」では、子育て支援事業に関わる保育的サポートについての高齢者の引き受け意向に影響を及ぼす要件を明らかにすることを目的として、既存の調査データの再分析を行った。明らかになったことは、①高齢者の保育的サポートの引き受け意向には、高齢者の性別・年齢・健康状態・学歴などの属性は、統計的に有意な影響を及ぼしていなかった。②一方で、現在別居中の孫・ひ孫の有無、過去の孫・ひ孫との同居経験の有無、現在の定期的地域自主活動の参加程度、過去のボランティア活動の参加程度、現在の定期的ボランティア活動の参加程度などが、特に保育的サポートの引き受け意向に統計的に有意な影響していた。③これらサポートの引き受けに大きく影響したのは、手段的なサポートを条件として提示した場合であった。④具体的なサポート内容としては、「幼稚園などの送り迎え」、「高齢者の得意な趣味やスポーツを教える活動」において、現在別居の孫・ひ孫のいる高齢者、過去の孫・ひ孫との同居経験のある高齢者の保育的サポートの引き受け意向が高かった。⑤世代間交流頻度と保育的サポートの引き受け意向との関係は、親族以外の子どもとの交流頻度と保育的サポートの引き受け意向に正の相関がみられた。⑥特に「一方が他方を支援する交流」、「支援の受け手が児

童の交流」、「支援内容が情緒的な交流」をした人ほど、保育的サポートを引き受け意向が高まる傾向にあった。

10) 「都道府県別データに基づく少子化対策効果の分析」においては、家族政策ならびに労働政策の出生率に及ぼす効果を検証するために、計量経済モデルを作成しシミュレーション分析を進めた。家族政策や労働政策を直接計量経済モデルに投入できないため、それぞれに相当する代理変数を用いモデル分析を行った。少子化対策効果について考察を行った。少子化対策変数としては、「女性の出産・育児と就業の両立促進」を反映する保育所定員数、ならびに「ワーク・ライフ・バランス施策」を反映する労働時間を分析モデルに組み入れた。また、統制変数として、女子正規賃金、未婚率、夫婦が親や他の親族と同居している割合をモデルとして組み入れている。分析によって得られたクロスセクション分析の結果は、1975年から2005年の七時点について行い、①「女性の出産・育児と就業の両立促進」を意味する保育所定員数は、25-29歳ではほとんどの時期で正の値を示し、保育所定員数（人口当たりの定員数）が多いと出生率も高いという結果が得られた。②しかし、30-34歳、35-39歳では負の符号が見られたが、いずれの場合も時間軸に対して負から正へとシフトするという結果が得られ、潜在的には施策効果が現れる方向へ変化している。③したがって、「女性の出産・育児と就業の両立促進」として考えられる施策効果は強まっていると解釈することができる。④また「ワーク・ライフ・バランス施策」の側面を意味する労働時間の係数について見ると、25-29歳の符合は明確な動きを示さなかったが、30-34歳、35-39歳では符合が、正から負へとシフトし、労働時間の短縮傾向と出生率が上昇する関係がみられた。⑤そのことから、労働環境の変化が施策効果として現れる方向へ変化しており、施策効果は強まっていると解釈することができる。⑥これらの結

果をまとめると、30-34歳、35-39歳といった比較的に高い年齢では、年次でみた場合に施策効果を示すものと逆の符合が導出された時期があるにせよ、保育所定員数の増加や労働時間の短縮といった政策効果は強まっていると解釈できる。⑦比較的に若い年齢である25-29歳では、施策効果が強まっていると解釈できなかったが、保育所定員数の増加は出生率の上昇に効果を持っており、その効果は年次とともに強まっていると解釈できる。⑧なお、政策効果が今後さら強まると、現在では逆の符合を示す変数も、効果を表すものへと反転すると考えられ、その場合すべての年齢階級で出生率押し上げ効果は現実的なものになると考えられる。

2. 地域における子育て環境の保健福祉学的調査研究：若い親世代のワーク・ライフ・バランスに及ぼす要因の検討

1) 就学前児を育児する母親の勤務時間の自己調整に関する制度の利用状況と仕事から家庭へのネガティブ・スピルオーバーの関係

仕事から家庭へのネガティブ・スピルオーバーを従属変数、勤務時間の自己調整に関する制度の「利用状況」を独立変数とし、年齢、世帯構成（三世代家族=1、核家族=0）、学歴、月収の影響を統制した上で、ステップワイズ法による重回帰分析を行った。その結果、勤務時間の自己調整に関する制度のうち、「フレックスタイム」制度のみが仕事から家庭へのネガティブ・スピルオーバーと有意な負の関連性を示した（ $\beta = -0.23, p < 0.05$ ）。これは、職場において「フレックスタイム」制度が整備されており、それを利用している者ほど、当該制度を利用していない者と比べて、仕事による家族時間の減少や役割葛藤が少ないことを意味している。

2) 父親の育児参加と母親のウェルビーイングの関係

父親の育児参加の頻度は、母親の育児サポート認知を通して、心理的 Well-being、すなわち夫婦関係満足感ならびに精神的健康に影響を与え、またさらに夫婦関係満足感健康関連QOLに直接的に影響するのみならず、精神的健康を介在して健康関連QOLにも影響するとした因果関係モデルを仮定した。その因果関係モデルのデータに対する適合の程度は、CFIが0.986、RMSEAが0.050と統計学的な許容水準を満たしていた。父親の育児参加から母親の情緒的な育児サポート認知に向かうパス係数は統計学的に有意な水準にあった。しかし、父親の育児参加から直接的に夫婦関係満足度と精神的健康に向かうパス係数は統計学的に有意な水準になかった。

3) 父親の育児参加と促進・阻害要因の関係

統計解析に際しては、父親の2種類の育児参加（遊びと基本的育児）の頻度を従属変数とし、また5つの仮説に関連する変数を独立変数とする因果関係モデルを構築し、その因果関係モデルのデータへの適合性ならびに各変数間の関連性を、構造方程式モデリングで解析した。その結果、父親の育児参加に関連した因果関係モデルはデータに適合した（0.862、RMSEAが0.069）。父親の子どもとの遊びに関して統計学的に有意な水準を示したパスは、末子の年齢(-0.25)、親との同居有無(-0.25)、父親の帰宅時間(-0.39)であった。また、父親の基本的育児に関して統計学的に有意な水準を示したパスは、末子の年齢(-0.36)、親との同居有無(-0.18)、父親の帰宅時間(-0.52)、母親の出勤時間(-0.18)であった。以上の結果は、従来の「家庭内需要仮説」、「代替資源仮説」、「時間的余裕(制約)仮説」が支持されることを意味している。

3. 地方自治体の少子化対策に関する研究

市町村の次世代育成支援として取り組まれている少子関連施策全体の定量的な評価

を試みた。

1) 少子化対策の政策過程に関するイベント・ヒストリー分析では、①保育事業については1994年の「エンゼルプラン」、1999年の「新エンゼルプラン」と保育事業拡充政策の流れを受けて、全国一律の垂直波及パターンが顕著にみられた。②人口規模や財政力は、事業によって差がみられたもの、傾向としては人口規模が大きく、財政が豊かな自治体において各事業の実施が多い傾向にある。③地域差は全国的にほとんどなく、国の方針による1999年の「新エンゼルプラン」の影響が明確に示された。

2) 東京都特別区(23区)の自治体少子化調査では、①認可保育所待機児童の発生要因の多様さと予測の難しさから、早期の対応に苦慮する自治体の実態や、加えて多様化するニーズへのそれぞれの自治体の対応の違いが明らかになった。③市町村ならびに都道府県が主体となって結婚支援をおこなう事例が増えるなか、自治体によっては公的な支援の信頼性を有効に生かした取り組みが観測される。④しかし一方で、未婚化の人口学的ならびに社会経済的要因は地域によって異なっていることから、とりわけ若年未婚者の男女性比のアンバランスを生じさせている就業環境や地域性に対応した支援が求められている。

さまざまな地域の取り組みは、国による制度的な推進力や補助金の有無といったインセンティブによって左右される傾向がみられる。地域によって異なる少子化メカニズムに対応するためには、地域事情と整合的な支援が必要とされている。

D. 結果の考察

1. 少子化の社会経済要因と関連施策の効果に関する研究、

少子化の諸要因については、日本の低出生率が出生率が回復している諸外国に比較し、相当強い未婚化の進行とそれによる出産の先送り、そしてその先送りを取り戻す

キャッチアップ水準が低いことがわかった。これらの結婚・出生行動の背景には、まず結婚の分析結果として、高学歴化による結婚タイミングの遅れ（晩婚化）の促進や強い学歴同類婚志向が続く中での結婚難の強まり、また、非正規就業の広がりによる結婚確率の引き下げ効果があることが示された。夫婦の出生行動については、結婚と同様、非正規就業の広がりが出産率の引き下げに一定の効果を持つことが示されるとともに、出産の先送りという問題に関しては、子どもの出生順位によってその社会経済要因が異なることが示された。出産先送りに影響する社会経済要因としては妻の就業と母親との同別居が有意であった。

これから子どもを持つという夫婦では、大企業正社員で出産先送りの意識が見られた。これは男女賃金格差の分析においても優良企業勤務は子どもを持つことと代替的な選択肢になっていることが指摘されている。また、子ども1人の夫婦の場合は、妻がパート勤務の場合に先送りの意識を持つ確率が高まっており、これは家計所得への不安感から生じていることが示唆された。

また、最初の子どもを持つ際には祖母の育児支援が重要なポイントの一つであることも分かった。また、子育て支援に対する高齢者活用の研究では、孫がいる高齢者（とくに別居の孫がいる高齢者）は子育てサポートの引き受け意向が高いため、子どもが生まれることは社会的な子育て資源としての高齢者活用という視点でも重要であるといえよう。

これらの分析対象となった1990年以降については、日本でも保育サービスの拡充を出発点として、近年ではワーク・ライフ・バランスという労働政策にまでふみこんだ幅広い様々な政策を展開しているが、これらの家族・労働政策の出生率に対する政策効果をみた計量経済モデル分析では、保育

所の充実（仕事と家庭の両立支援）および労働時間の短縮（ワーク・ライフ・バランス施策）の両方において、25～39歳層でほぼ予想通りの符号が得られ、政策効果は実際に表れていることが示された。また、育児休業制度の焦点を当てた分析でも、育休制度が女性の就業継続率を引き上げたことを実証しており、子育てと仕事の両立に一定の成果を上げてきていることが推測された。

2. 地域における子育て環境の保健福祉学的調査研究：若い親世代のワーク・ライフ・バランスに及ぼす要因の検討

上記分担研究の結果は、企業の諸制度をさらに充実化させることによって、結果的にはワーク・ライフ・バランスの充実度が高まるという関係性を重視しながら、今後は企業の制度の重点化を進める必要があることが示唆された。また父親の育児参加は母親の心理的 Well-being とって重要な要素となっていることから、育児する母親の心理的 Well-being の維持・向上に資する父親の育児参加を可能とする環境整備を企業等が積極的に推し進める必要があることが示唆された。また父親の育児参加には、企業等との関連で言うなら「時間的余裕（制約）仮説」が関与しており、従ってそのことに対する企業の継続した努力の必要性が示唆された。

3. 地方自治体の少子化対策に関する研究

各自治体が実施している様々な少子化関連施策はその地域において一定の成果をもたらしているが、そもそも地域によって異なる人口変動メカニズムが観測されるなかで施策と効果の因果関係を明確にするモデルの構築は容易ではない。そこで、今年度本プロジェクトにおいて実施した複数の調査結果と自治体が独自に行った調査データに活用によって、今後、出生ならびに結婚に関する基礎データとの複合的な分析を進

めることが可能となることから、地域特性を考慮に入れた効果分析と結果の考察が期待できる。なお、これまで地域を限定して実施した調査を次年度では全国的に展開することで、地域特性の類型化などを踏まえた少子化関連施策の有効性の評価や課題の検証を行う計画である。

E. 結論（政策含意含む）

1. 少子化の社会経済要因と関連施策の効果に関する研究、

少子化に対する多面的な社会経済要因の分析からは、子育てに対する経済的支援だけでなく、保育サービスなどの量的・質的拡大、結婚・出産・子育て期の男女の働き方の改革（ワーク・ライフ・バランスの実現）という3つの柱をバランスよく進めることが重要であると指摘されている。本プロジェクト最終年度となる次年度に向けて、少子化の社会経済要因についてさらに分析を深めるとともに、家族・労働政策効果に関する計量経済分析について、モデルを精査・洗練していくことが研究三年度の課題である。

2. 地域における子育て環境の保健福祉学的調査研究：若い親世代のワーク・ライフ・バランスに及ぼす要因の検討

母親のワーク・ライフ・バランスの充実に関連した勤務時間の自己調整に関する制度は、母親の職場から家庭へのスピルオーバーと関係し、また父親の育児参加は母親の心理的 Well-being に影響し、父親の育児参加の頻度には「家庭内需要仮説」、「代替資源仮説」、「時間的余裕（制約）仮説」が関与していることが明らかになった。

3. 地域の少子化の実態と自治体の対応

現状において自治体による取り組みは一定の成果を生む一方で、近年の社会経済的情勢の変化にともなって新たな課題が生じている。地域の出生動向は地方自治体の経済ならびに雇用状況、地理的条件など固有

の事情に左右される傾向がみられることから、地域が柔軟性を持って主体的に取り組むことのできる施策推進体系の構築が急がれると同時に、現行の次世代育成支援対策に係る行動計画の位置づけを出生力回復との関連で再検証することも必要であろう。

F. 健康危険情報

本研究には、健康の危険にかかわる研究に該当しない。

G. 研究発表

1. 論文発表

Ji-Sun Park, Rie Kondo, Jung-Suk Kim, Tsukasa Sasai, Shigesato Takahashi, Chun-Man Park, and Kazuo Nakajima (2009) "Examination of Generating Mechanism Concerning Father's Participation in Child-rearing", *Korean Journal of Health Education Promotion*, Vol.26, No.5, pp.57-70.

鎌田健司「地方自治体における少子化対策の政策過程—「次世代育成支援対策に関する自治体調査」を用いた政策出力タイミングの計量分析—」明治大学『政経論叢』第78巻3・4号、pp. 213-242。

※さらに、学会誌に「ペアデータを用いた若い父親世代の育児参加が母親の心理的 Well-being に及ぼす影響」と「父親の育児参加に関する関連要因」を投稿することを予定している。

2. 学会発表

高橋重郷「低出生率と少子化対策の展開」日本人口学会第 61 回大会特別セッション、関西大学 100 周年記念会館、2009 年 6 月 12 日。

守泉理恵「日本の次世代育成支援対策：その展開と政策課題」日本人口学会第 61 回大会特別セッション、関西大学 100 周年記念会館、2009 年 6 月 12 日。

守泉理恵「日本における第 3 子出生行動の

分析」日本家族社会学会第 19 回大会、
奈良女子大学、2009 年 9 月 13 日。

守泉理恵「女性の就業と子育て支援」人口
学研究会第 521 回定例会、中央大学理工
学部校舎（後楽園キャンパス）6 号館、
2010 年 1 月 9 日。

別府志海「未婚者の就業行動と初婚行動の
変化が有配偶人口に与える影響の分析」
（日本人口学会第 61 回大会、関西大学、
2009.06.13）

大石亜希子「育児休業給付の引き上げと女
性の継続就業」2009 年度（財）統計研究
会労働市場研究委員会「社会保障と労働
市場政策：格差社会のセーフティネット
の構造」報告（2009 年 11 月 15 日、東京・
国際フォーラム）

増田幹人「経済環境および家族政策が出生
率に及ぼす影響」日本人口学会第 61 回
大会、2009 年 6 月 14 日。

鎌田健司「自治体担当者アンケートの分析
結果」日本人口学会第 61 回大会特別セッ
ション、関西大学 100 周年記念会館、2009
年 6 月 12 日。

工藤豪「自治体の少子化対策について」日
本人口学会第 61 回大会特別セッション、
関西大学 100 周年記念会館、2009 年 6
月 12 日。

H. 知的財産権の出願・登録状況

本研究にかかわって、知的財産権の出
願・登録に関するものはない。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））
家族・労働政策等の少子化対策が結婚・出生行動に及ぼす効果に関する総合的研究：
分担研究報告書

I-2. 「若い親世代のワーク・ライフ・バランスに及ぼす要因の検討」

研究分担者 中嶋和夫（岡山県立大学保健福祉学部 教授）

研究要旨

2009年度は、昨年と同様にワーク・ライフ・バランスに及ぼす要因の検討を志向し、企業等に勤務する若い母親世代を対象として、1) 勤務時間等の自己調整に関する制度の利用状況と仕事から家庭へのネガティブ・スピルオーバーの関連性、ならびに2) 父親の育児参加が母親のウェルビーイングに及ぼす影響を明らかにし、さらに共働き家庭の父親を対象にして、3) 父親の育児参加に関連する促進・阻害要因を明らかにすることを目的に行なった。統計解析の結果、1) 勤務時間の自己調整に関する制度（15種類）のうち、「フレックスタイム」制度のみが仕事から家庭へのネガティブ・スピルオーバーと有意な負の関連性を示した。また父親の家事参加は母親のサポート認知を通して夫婦関係満足感に影響し、母親の夫婦関係満足感は精神的健康と結構関連QOLに影響していた。また、2) 父親の育児参加に関連する従来の5つの仮説のうち、「家庭内需要仮説」、「代替資源仮説」、「時間的余裕（制約）仮説」が支持された。具体的には、育児のうちの遊びに関しては、末子の年齢、親との同居有無、父親の帰宅時間が関連し、基本的育児に関しては、末子の年齢、親との同居有無、父親の帰宅時間、母親の出勤時間が関係していた。今後は、ワーク・ライフ・バランスの向上に関連する企業の諸制度の充実化に向けて、制度の拡充のみならず、特定の制度の重点的な活用が可能になる職場風土の形成に関する施策の展開が必要性と推察された。

A. 研究目的

本年度は、若い親世代のワーク・ライフ・バランスに及ぼす要因の検討を志向し、諸企業に勤務する若い母親世代を対象として、1) 勤務時間の自己調整に関する制度の利用状況と母親のワーク・ライフ・バランス関連性ならびに2) 父親の育児参加と母親のウェルビーイングの関連性を検討し、さらに父親を対象として、3) 父親の育児参加に関連する促進・阻害要因について検討することを目的に行なった。

B. 研究方法

調査地域は協力が得られた岡山県内 2 市

と神奈川県 1 市とした。調査対象は、それら地域に在住する末子が就学前の養育している世帯とした。

調査票は 1) 母親のみを対象とした調査票と 2) 母親と父親をペアで対象とする調査票で構成し、調査内容は、基本属性（年齢、家族構成、学歴、収入、職種等）、ワーク・ライフ・バランス支援制度の利用状況、父親の育児参加（母親が回答した場合と父親が回答した場合）、ワーク・ライフ・バランス、ウェルビーイング等で構成した。

（倫理面への配慮）

各市の保育所・幼稚園を管轄する課を通して調査協力が得られた地域の機関の利

ユーザーに対し、プライバシーの保護などについて記載した依頼書を配布し、納得した場合のみ、調査に参加することを依頼した。

C. 研究成果

1) 就学前児を育児する母親の勤務時間の自己調整に関する制度の利用状況と仕事から家庭へのネガティブ・スピルオーバーの関係

仕事から家庭へのネガティブ・スピルオーバーを従属変数、勤務時間の自己調整に関する制度の「利用状況」を独立変数とし、年齢、世帯構成(三世代家族=1、核家族=0)、学歴、月収の影響を統制した上で、ステップワイズ法による重回帰分析を行った。その結果、勤務時間の自己調整に関する制度のうち、「フレックスタイム」制度のみが仕事から家庭へのネガティブ・スピルオーバーと有意な負の関連性を示した($\beta=-0.23$, $p<0.05$)。これは、職場において「フレックスタイム」制度が整備されており、それを利用している者ほど、当該制度を利用していない者と比べて、仕事による家族時間の減少や役割葛藤が少ないことを意味している。

2) 父親の育児参加と母親のウェルビーイングの関係

父親の育児参加の頻度は、母親の育児サポート認知を通して、心理的 Well-being、すなわち夫婦関係満足感ならびに精神的健康に影響を与え、またさらに夫婦関係満足感健康関連 QOL に直接的に影響するのみならず、精神的健康を介在して健康関連 QOL にも影響するとした因果関係モデルを仮定した。その因果関係モデルのデータに対する適合の程度は、CFI が 0.986、RMSEA が 0.050 と統計学的な許容水準を満たしていた。父親の育児参加から母親の情緒的な育児サポート認知に向かうパス係数は統計学的に有意な水準にあった。しか

し、父親の育児参加から直接的に夫婦関係満足度と精神的健康に向かうパス係数は統計学的に有意な水準になかった。

3) 父親の育児参加と促進・阻害要因の関係

統計解析に際しては、父親の 2 種類の育児参加(遊びと基本的育児)の頻度を従属変数とし、また 5 つの仮説に関連する変数を独立変数とする因果関係モデルを構築し、その因果関係モデルのデータへの適合性ならびに各変数間の関連性を、構造方程式モデリングで解析した。その結果、父親の育児参加に関連した因果関係モデルはデータに適合した(0.862、RMSEA が 0.069)。父親の子どもとの遊びに関して統計学的に有意な水準を示したパスは、末子の年齢(-0.25)、親との同居有無(-0.25)、父親の帰宅時間(-0.39)であった。また、父親の基本的育児に関して統計学的に有意な水準を示したパスは、末子の年齢(-0.36)、親との同居有無(-0.18)、父親の帰宅時間(-0.52)、母親の出勤時間(-0.18)であった。以上の結果は、従来の「家庭内需要仮説」、「代替資源仮説」、「時間的余裕(制約)仮説」が支持されることを意味している。

D. 結果の考察

以上の結果を勘案するなら、企業の諸制度をさらに充実化させることによって、結果的にはワーク・ライフ・バランスの充実度が高まるという関係性を重視しながら、今後は企業の制度の重点化を進める必要があることが示唆された。また父親の育児参加は母親の心理的 Well-being とって重要な要素となっていることから、育児する母親の心理的 Well-being の維持・向上に資する父親の育児参加を可能とする環境整備を企業等が積極的に推し進める必要があることが示唆された。また父親の育児参加には、企業等との関連で言うなら「時間

的余裕（制約）仮説」が関与しており、従ってそのことに対する企業の継続した努力の必要性が示唆された。

E. 結論

母親のワーク・ライフ・バランスの充実に関連した勤務時間の自己調整に関する制度は、母親の職場から家庭へのスピルオーバーと関係し、また父親の育児参加は母親の心理的 Well-being に影響し、父親の育児参加の頻度には「家庭内需要仮説」、「代替資源仮説」、「時間的余裕（制約）仮説」が関与していることが明らかになった。

F. 研究発表（予定含む）

1. 論文発表

Ji-Sun Park, Rie Kondo, Jung-Suk Kim, Tsukasa Sasai, Shigesato Takahashi, Chun-Man Park, and Kazuo Nakajima (2009) “Examination of Generating Mechanism Concerning Father’s Participation in Child-rearing”, *Korean Journal of Health Education Promotion*, Vol.26, No.5, pp.57-70.

学会誌に「ペアデータを用いた若い父親世代の育児参加が母親の心理的 Well-being に及ぼす影響」と「父親の育児参加に関する関連要因」を投稿することを予定している。

2. 学会発表

なし

G. 知的所有権の取得状況

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））
家族・労働政策等の少子化対策が結婚・出生行動に及ぼす効果に関する総合的研究：
分担研究報告書

I-3. 「地域における結婚・出生の実態と地方自治体の少子化対策」

研究分担者 佐々井 司（国立社会保障・人口問題研究所 人口動向研究部第一室長）

研究要旨

本研究は、地域の社会・経済的特徴を踏まえ、どのような次世代支援施策が出生力変動に対して影響を及ぼしているのかを検証し、自治体が効率的・効果的に次世代育成支援を進めるうえで参考となる情報を提供すると同時に、今年度から来年度にかけておこなわれる行動計画の評価と見直しの結果から、その傾向と方向性を検証するものである。

2005年4月から「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画が全国の自治体によって策定され、さまざまな取り組みが実施されている。しかしながら、国の政策との役割分担のなかで各自治体による独自の子育て支援策の有効性や課題について、総合的な分析が行われているとは言い難い。全国で展開されている個々の事例を通じて具体的なイメージをつくることは非常に重要であるが、ある地域の具体策をそのまま適応すれば成功するというものではなく、少子化関連諸施策が地域の出生力に及ぼす影響の程度や効果には地域による違いがみられる。したがって、地域環境によって異なる表出の仕方をする出生力に対する諸施策の作用のメカニズムを、各地域の具体的な事例を分析することによりモデル化することは、少子化関連諸施策を評価し、地域に適した具体策を講じるうえでも、きわめて重要であると思われる。具体的には、市町村が主体となっておこなっている次世代育成支援について、地域の主要な課題と実施施策との関係を整理し、地域固有の課題に対してどのような施策をより重点的に展開すべきかに関して提言をおこなっている。また、都道府県のさまざまな取り組み事例を通じて、次世代育成支援に係る都道府県の果たすべき役割について検討をおこなった。さらに、今日注目されている結婚支援のあり方を検証するため、現行の結婚支援の状況を明らかにするとともに、若年人口の男女性比のアンバランスが地域の未婚化の差異に及ぼす影響について定量的な分析を行っている。

本研究は、各自治体が、次世代育成支援対策推進法に基づく地域の行動計画に関する評価をおこなううえで参考となる基礎資料を提示し、今後地域における効率的で効果的な少子化関連施策の策定に寄与することを期待するものである。調査協力を得た自治体において施策評価をおこなう際の参考となる基礎資料として提示し、あわせて評価軸の提案を検討する。また、各自治体が地域に根ざした施策を実施していくうえで参考となる研究結果を、論文の公表や講演等を通じて公表していく予定である。